



かんちゃん



139号

平成29年5月15日

# 全国間税会総連合会 全間連会報

発行者  
全国間税会総連合会  
会長 大谷 信義  
事務局  
〒105-0003 東京都港区  
西新橋3-23-6 白川ビル3F  
TEL 03(3437)0201  
FAX 03(3437)0301  
URL <http://www.kanzeikai.jp>  
E-mail [info@kanzeikai.jp](mailto:info@kanzeikai.jp)  
印刷 株式会社 総北海

法人番号  
(2700150004884)



しょうちゃん



三保松原と富士

## 主要目次

|                          |                                     |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 平成29年度 税制改正の概要…………… 2～3  | 広報だより……………11～12                     |
| 平成29年度 国の一般会計予算等の概要… 4～5 | 全間連の動き／<br>全間連通常総会（長野大会）のご案内……………13 |
| 局連だより…………… 6～8           | 税に関する18の質問……………14～16                |
| 「税の標語」の応募状況等…………… 8～10   |                                     |

消費税 活かすみんなの 間税会

# 税制改正の概要

平成29年度税制改正におきましては、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行う。あわせて、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から酒税改革を行うとともに、我が国企業の海外における事業展開を阻害することなく、国際的な租税回避により効果的に対応するための外国子会社合算税制を見直す。このほか、災害への税制上の対応に係る各種の規定の整備等が講じられました。

なお、改正事項は多岐にわたるため、主要の事項のみを掲載しました。

## 一 個人所得課税

### 1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

#### (1) 配偶者控除

控除対象配偶者等を有する居住者について適用する配偶者控除の額を、居住者の合計所得金額が

- ・ 900万円以下の場合 38万円の控除
- ・ 950万円以下の場合 26万円の控除
- ・ 1,000万円以下の場合 13万円の控除
- ・ 1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用は認めない。

#### (2) 配偶者特別控除

- ・ 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を「38万円超123万円以下（現行：38万円超76万円未満）」に引き上げる。
- ・ 控除額（最高38万円）については、居住者の合計所得金額を3階層（900万円以下、950万円以下、1,000万円以下）に区分して減額する。
- ・ 居住者の合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、現行制度と同様に、配偶者特別控除の適用は認めない。

#### (3) 上記の改正は、平成30年分以後の所得税について適用する。

\* 上記の改正により、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が85万円（給与所得のみの場合、給与収入150万円）に引き上げられることとなる。

### 2 積立NISAの創設

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための積立NISAを創設する（年間投資上限額:40万円、非課税期間:20年）。なお、現行の非課税措置との選択適用とする。

### 3 医療費控除

医療費控除の適用を受ける者は、医療費の領収書等の添付又は提示に代えて、医療費の明細書等を確定申告書の提出の際に添付することで控除を認める。

なお、この場合において、税務署長から、医療費の領収書等の提示又は提出を求められた場合には、それに応じる義務がある（確定申告期限等から5年間）。

(注) 上記の改正は、平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用する。

## 二 法人課税

### 1 賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直し

- (1) 大企業については、2%以上の賃上げを行う企業に支援を重点化した上で、前年度からの給与支給総額の増加額への支援を拡充する（現行制度10%とあわせて12%）。
- (2) 中小企業については現行制度を維持しつつ、2%以上の賃上げを行う企業については、前年

度からの給与支給総額の増加額への支援を大幅に拡充する（現行制度10%とあわせて22%）。

\*所得拡大促進税制とは、給与支給総額の24年度からの増加額の10%を税額控除できる制度である。

## 2 コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備

- (1) 株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、法人税の申告期限を事業年度終了後から最大6か月後まで延長可能とする（現行は最大3か月後まで）。
- (2) 経営者の中長期インセンティブのため、役員給与の損金算入対象を拡大する。

## 三 消費課税

### 1 酒税改革

#### (1) 税率構造の見直し

##### ○ ビール系飲料（「ビール」、「発泡酒」、「新ジャンル」）

平成38年10月1日に、1 *kl* 当たり155,000円（350*ml*換算54.25円）に一本化する。これにより、

- ・ビールの税率（現行1 *kl* 当たり220,000円（350*ml*換算77円））は戦後最低水準まで引き下がる。
- ・「新ジャンル」の税率（現行1 *kl* 当たり80,000円（350*ml*換算28円））が引き上がるため、税率見直しは三段階に分けて行い、第一段階は平成32年10月1日に、第二段階は平成35年10月1日に実施する。

##### ○ ビール系飲料以外の「その他の発泡性酒類（いわゆるチューハイ等）」

- ・現行税率（1 *kl* 当たり80,000円（350*ml*換算28円））を1 *kl* 当たり100,000円（350*ml*換算35円）に引き上げることとし、酒税の税率構造の見直しが完成する平成38年10月1日に実施する。
- ・低アルコール分の「蒸留酒類」及び「リキュール」に係る特例税率等についても所要の見直しを行う。

##### ○ 醸造酒類

- ・「清酒」（現行1 *kl* 当たり120,000円）と「果実酒」（現行1 *kl* 当たり80,000円）の税率を、平成35年10月1日に1 *kl* 当たり100,000円に一本化する。
- ・税率見直しは二段階に分けて行い、第一段階は平成32年10月1日に実施する。

- ・「果実酒」の税率引上げに当たっては、小規模な果実酒製造者に対する措置を検討する。

#### (2) 酒類の定義の見直し

ビールの定義、発泡酒の範囲及び果実酒の範囲を見直す。

#### (3) 訪日外国人旅行者等向けに製造場で販売した酒類に係る酒税の免税制度の創設

酒類製造者が輸出酒類販売場（仮称）の許可を受けた製造場において外国人旅行者等向けに販売した酒類について、酒税を免税とする制度を導入する。

## 2 その他

#### (1) 到着時免税店の導入

旅客の利便性の向上等の観点から、全国各地の空港等の到着エリアにおける免税店（いわゆる到着時免税店）の導入を可能とし、到着時免税店において購入した物品を現行の携帯品免税制度の対象に追加する。

\*現行の携帯品免税制度の範囲～酒類：3本、紙巻たばこ：400本（居住者）、香水：2オンス、その他の物品：総額20万円以下など

#### (2) 仮装通貨に係る課税関係の見直し

資金決済に関する法律の改正により仮装通貨が支払の手段として位置づけられることや、諸外国における課税関係等を踏まえ、仮想通貨の取引について、消費税を非課税とする。

（注）資金決済法の下では、「仮想通貨」は「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」又は「不特定の者を相手方として相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」と定義されている。

## 四 納税環境整備

### 1 国税犯則調査手続等の見直し

国税犯則調査手続について、経済活動のICT化の進展等を踏まえ、電磁的記録の証拠収集手続を整備するとともに、関税法に定める犯則調査手続等を踏まえて調査手続を整備し、あわせて規定を現代語化した上で国税通則法へ編入する等、所要の見直しを行う。



# 国の一般会計予算等の概要

平成29年度の国の一般会計予算の概要は、次のとおりです。

## 1 一般会計歳入歳出の概算

平成29年度の一般会計歳入歳出の概算は、次のようになっています。

(単位 億円)

| 区 分                  | 前年度予算額 (当初)<br>(A) | 平成29年度概算額<br>(B) | 比較増△減額<br>(B－A) | 伸率   |
|----------------------|--------------------|------------------|-----------------|------|
| 歳 入                  |                    |                  |                 | %    |
| 1. 租 税 及 印 紙 収 入     | 576,040            | 577,120          | 1,080           | 0.2  |
| 2. そ の 他 収 入         | 46,858             | 53,729           | 6,871           | 14.7 |
| 3. 公 債 金             | 344,320            | 343,698          | △622            | △0.2 |
| (1) 公 債 金            | 60,500             | 60,970           | 470             | 0.8  |
| (2) 特 例 公 債 金        | 283,820            | 282,728          | △1,092          | △0.4 |
| 合 計                  | 967,218            | 974,547          | 7,329           | 0.8  |
| 歳 出                  |                    |                  |                 |      |
| 1. 国 債 費             | 236,121            | 235,285          | △836            | △0.4 |
| 2. 一 般 歳 出           | 578,286            | 583,591          | 5,305           | 0.9  |
| 3. 地 方 交 付 税 交 付 金 等 | 152,811            | 155,671          | 2,860           | 1.9  |
| 合 計                  | 967,218            | 974,547          | 7,329           | 0.8  |

## 2 租税及び印紙収入予算額（一般会計・特別会計の合計額）

平成29年度の国の租税及び印紙収入の予算額（一般会計分）は、57兆7,120億円となっています。

これを税目別にみますと次のようになり、消費税の収入（国の消費税6.3%分の収入）は17兆1,380億円で、所得税に次ぐ基幹税となっています。

| 税 目           | 予 算 額   | 構成比  | 税 目           | 予 算 額   | 構成比   |
|---------------|---------|------|---------------|---------|-------|
| 直 接 税         | 億円      | %    | 間 接 税 等       | 億円      | %     |
| 所 得 税         | 179,480 | 29.2 | 消 費 税         | 171,380 | 27.9  |
| 復 興 特 別 所 得 税 | 3,764   | 0.6  | 酒 税           | 13,110  | 2.1   |
| 法 人 税         | 123,910 | 20.2 | た ば こ 税       | 9,290   | 1.5   |
| 地 方 法 人 税     | 6,439   | 1.0  | た ば こ 特 別 税   | 1,437   | 0.2   |
| 相 続 税         | 21,150  | 3.4  | 揮 発 油 税       | 23,940  | 3.9   |
| 地 方 法 人 特 別 税 | 20,025  | 3.4  | 地 方 揮 発 油 税   | 2,562   | 0.4   |
| 直接税計          | 354,768 | 57.8 | 石 油 ガ ス 税     | 80      | 0.0   |
|               |         |      | 石油ガス税（譲与分）    | 80      | 0.0   |
|               |         |      | 航 空 機 燃 料 税   | 520     | 0.1   |
|               |         |      | 航空機燃料税（譲与分）   | 149     | 0.0   |
|               |         |      | 石 油 石 炭 税     | 6,880   | 1.1   |
|               |         |      | 電 源 開 発 促 進 税 | 3,130   | 0.5   |
|               |         |      | 自 動 車 重 量 税   | 3,700   | 0.6   |
|               |         |      | 自動車重量税（譲与分）   | 2,539   | 0.4   |
|               |         |      | 関 税           | 9,530   | 1.6   |
|               |         |      | と ん 税         | 100     | 0.0   |
|               |         |      | 特 別 と ん 税     | 125     | 0.0   |
|               |         |      | 印 紙 収 入       | 10,920  | 1.8   |
|               |         |      | 間接税等計         | 259,472 | 42.2  |
|               |         |      | 合計            | 614,240 | 100.0 |

- (注) 1 総額61兆4,240億円のうち、一般会計分は57兆7,120億円、特別会計分は3兆7,120億円となっています。
- 2 特別会計の税目別の収入は、次のとおりです。
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 地方法人特別税     | 2兆0,025億円 |
| 地方法人税       | 6,439     |
| 地方揮発油税      | 2,562     |
| 石油ガス税（譲与分）  | 80        |
| 航空機燃料税（譲与分） | 149       |
| 自動車重量税（譲与分） | 2,539     |
| 特別とん税       | 125       |
| たばこ特別税      | 1,437     |
| 復興特別所得税     | 3,764     |

### 3 直接税と間接税等の比率

平成29年度の予算額における直接税と間接税等の比率（いわゆる「直間比率」）は、前ページの2の表でみるように57.8：42.2ですが、これを過去に遡ってみますと、次のようになっています。

| 年 度      | 総 額     | 比 率 | 直 接 税   | 比 率  | 間接税等    | 比 率  |
|----------|---------|-----|---------|------|---------|------|
|          | 百万円     | %   | 百万円     | %    | 百万円     | %    |
| 昭和9～11年度 | 1,226   | 100 | 427     | 34.8 | 799     | 65.2 |
|          | 億円      |     | 億円      |      | 億円      |      |
| 25       | 5,702   | 100 | 3,136   | 55   | 2,566   | 45   |
| 30       | 9,363   | 100 | 4,811   | 51.4 | 4,552   | 48.6 |
| 35       | 18,010  | 100 | 9,784   | 54.3 | 8,226   | 45.7 |
| 40       | 32,785  | 100 | 19,416  | 59.2 | 13,369  | 40.8 |
| 45       | 77,732  | 100 | 51,344  | 66.1 | 26,388  | 33.9 |
| 50       | 145,043 | 100 | 100,583 | 69.3 | 44,460  | 30.7 |
| 55       | 283,688 | 100 | 201,628 | 71.1 | 82,060  | 28.9 |
| 60       | 391,502 | 100 | 285,170 | 72.8 | 106,332 | 27.2 |
| 平成元      | 571,361 | 100 | 423,926 | 74.2 | 147,435 | 25.8 |
| 5        | 571,142 | 100 | 396,582 | 69.4 | 174,560 | 30.6 |
| 10       | 511,977 | 100 | 303,397 | 59.3 | 208,580 | 40.7 |
| 15       | 453,694 | 100 | 254,727 | 56.1 | 198,967 | 43.9 |
| 20       | 458,309 | 100 | 264,507 | 57.7 | 193,802 | 42.3 |
| 25       | 512,274 | 100 | 311,381 | 60.8 | 200,893 | 39.2 |
| 26       | 578,492 | 100 | 328,821 | 56.8 | 249,670 | 43.2 |
| 27       | 599,694 | 100 | 335,753 | 56.0 | 263,941 | 44.0 |
| 28（補正後）  | 593,159 | 100 | 337,132 | 56.8 | 256,027 | 43.2 |
| 29（予 算）  | 614,240 | 100 | 354,768 | 57.8 | 259,472 | 42.2 |

(備考) 1 本表は国税について作成したものである。

2 「直接税」及び「間接税等」の区分は下記による。

|      |                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 直接税  | 所得税（譲与分を含む）、復興特別所得税、法人税、地方法人税、復興特別法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入 |
| 間接税等 | 直接税以外のもの                                                                                                                |

現代の文化を支える製紙技術  
創業100余年の歴史と伝統

●兼六ボール ●クラフトボール ●チップボール ●黄板紙  
●色ボール ●紙管原紙 ●各種紙器用板紙 ●各種貼合加工品



**加賀製紙株式会社**

代表取締役社長 **中 島 秀 雄**

〒921-8054 金 沢 市 西 金 沢 1 丁 目 111 番 地  
TEL (代) 076(241)1151・(営業直通) 076(241)1155・FAX 076(241)0239

**南九州間税会連合会**

会長 青木祐心

熊本県間税会連合会 会長 青木祐心  
大分県間税会連合会 会長 池部正紀  
鹿児島県間税会連合会 会長 窪田伸一  
宮崎県間税会連合会 会長 木村繁弘

事務局 〒860-0845  
熊本市中央区上通町7-14-904  
(有)レモンフーズ内  
TEL 096-328-3545 FAX 096-273-7476  
E-mail:lemon@tkcnet.ne.jp



東海間連は、愛知・静岡・三重・岐阜4県下48単位会で構成されており、会員数は平成28年4月1日現在7,437名で活動を行っています。会員数はここ数年来減少傾向にあり、会員増強が最重点課題になります。

以下、各県連・単位会の活動状況をご紹介します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

### 【愛知県間税会連合会】

会長：清水 順二

愛知県間税会連合会は、愛知県下20の単位会で構成され、会員数は2017年2月現在で2,622名を数えます。東三河間税会の483名から刈谷間税会の20名まで、大小が混在しています。現在100名未満の単位会は13単位会に上り、特に名古屋市内は9単位会中8単位会と低迷しています。これは大都市特有の地域への帰属意識が希薄なためではないかと思えます。また法人会との違いがわかりにくく重複して加入する必要があるとの声も聞かれます。

間税会のご承知のように、消費税を中心とする間接税について「納税思想の高揚と正しい税知識の普及」のために様々な活動していますが、最近では「消費税の期限内完納運動」を推進しています。法人会との最大の違いは、個人事業者が加入できるということと、年会費も比較的安く設定されており、会員数も少ないため、研修会などで税務ご当局の皆さんと親しく接する機会が持てることが挙げられます。

愛知県連の大きな特徴として、女性部の活発な活動は特筆されるものがあります。もはや伝説になりつつある機関紙「かきつばた」は第20号まで発行され現在は中断されていますが、年初の集いや秋の研修会には多くの女性会員が参加します。秋の研修会は単位会が持ち回りで開催し、去年は津島間税会、一昨年は東三河間税会、さらにその前は半田間税会というように、分担協力しながら活動が続けられています。

去年の「税の標語」の応募では、7単位会から1万点を超す応募がありましたが、引き続き過半数の11以上の単位会から応募いただけるよう働きかけたいと思っています。去年は小中学校の協力

はもちろんですが、変わったところでは老人ホームにも呼びかけて介護する立場の人などからも応募いただきました。去年は久しぶりに全間連の佳作に名古屋市内の中学生の作品が選ばれました。『(しょう) 将来に (ひ) ひかりを照らす (ぜい) 消費税』という、大人にはない発想の作品でした。

租税教室もご当局の働きかけもあって次第に定着してきました。さまざまな若い人たちが租税教育にも関心を持ち、子供たちに教えることでさらに税の知識や理解が深まることが期待されます。

今年6月の東海局連の総会は愛知県連が担当します。豊橋の東三河間税会にホストを務めていただきますが、少ない会費で、より多くの人に楽しく勉強していただくために、あれやこれやと、ない知恵を絞っております。できるだけ地元の名物や産品を取り入れて、アトラクションもご当地らしい工夫を凝らす予定です。ぜひ多くの人に参加いただきたいと思います。

### 【静岡県間税会連合会】

会長：海野誠治郎

わが静岡県間税会連合会は、13単位会から成り立っています。

西の浜松西、東の伊豆下田まで、東西に長い静岡県、その中東部に日本一の富士山が正座しております。

平成29年度よりモデル会を静岡間税会が指定されました。これを契機に静岡県全体がモデル県として前進していきます。

現状では、沼津間税会、伊豆下田間税会、浜松西間税会が、基幹単位会として特に頑張っています。その後に静岡間税会がついています。

会員増強、租税教育の推進、期限内完納運動PR、この3点を特に前進させます。



三重県間税会連合会では、会員増強による組織拡大を常に会議の議題に入れ、各単位間税会の取り組み状況とその効果について意見交換し、今後の会員増強につながるよう努力をしております。

全間連では、平成26年4月以降の全間連の最重点施策の一つとして、平成29年4月1日現在の会員数を12万名（平成26年4月1日現在の会員数に対して35%増）にすることを数値目標に設定し、本年度が3年目の最終年度としています。

三重県連として各単位間税会の会員数を調べたところ、どの単位間税会も様々な努力を重ねているにもかかわらず、会員数増加目標のクリアに苦戦している現状でした。このままで今年度を終わらせることができないという思いで、平成29年2月16日、緊急の正副会長会議を開催し、各単位間税会からの取り組み状況を改めて話し合い、2つの目標を必ずクリアするための具体策をまとめました。一つ目の目標は、「平成26年4月1日現在の会員数を基本として平成29年4月1日には35%増とすること。」二つ目の目標は、「現在、会員数が100名未満の単位間税会は100名以上の会員数にすること。」でした。下記の表でもわかりますが、三重県連では、3つの単位間税会が100名未満です。

| 間税会名   | 平成26年4月 | 平成29年4月 | 増加数 | 増加%  |
|--------|---------|---------|-----|------|
| 津間税会   | 225     | 378     | 153 | 68%  |
| 桑名間税会  | 310     | 351     | 41  | 13%  |
| 鈴鹿間税会  | 446     | 474     | 28  | 6%   |
| 四日市間税会 | 73      | 110     | 37  | 51%  |
| 松阪間税会  | 501     | 791     | 290 | 58%  |
| 伊勢間税会  | 81      | 104     | 23  | 28%  |
| 伊賀間税会  | 51      | 113     | 62  | 122% |
| 紀州間税会  | 239     | 277     | 38  | 16%  |
| 合 計    | 1,926   | 2,598   | 671 | 35%  |

話し合いの結果、実現可能な具体策として支持されたのが「準会員制度」でした。例えば、「正会員が法人会員であれば、その社員の方々に準会員になっていただく」「正会員が個人会員であれば、その家族に準会員になっていただく」など、正会員を通じて準会員制度を活用することで、会員増強に組みやすくなり、また、準会員は、正会員と同じ権限ではないので、年会費も500円にすることで、より会員増強がしやすくなりました。

その結果、会員が100名未満であった3単位間

税会が100名以上という目標をクリアし、三重県連では、8単位間税会のすべてが会員100名以上となりました。

また、35%増については、特に、伊賀間税会では、122%増という増加率で、四日市間税会では51%増で100名以上の目標をクリアされ、また、津間税会でも68%増、松阪間税会では、三重県連正副会長会議の前、2月6日に役員会を開催し、準会員制度について各役員の理解と協力のもと58%増となりました。今回、35%増という目標に届かなかった間税会もありますが、あらゆる努力を惜しまずご尽力いただいたこと、心より感謝しております。

各単位間税会会長をはじめ、皆様のご理解ご協力のもと三重県連が一丸となることで多大なる成果を得ることができました。

三重県連は、各単位間税会の力強いパワーのもと、今後も様々な課題に果敢に挑戦してまいります。

## 【岐阜県間税会連合会】

会長：竹腰 兼壽

### ・組織状況

私たち岐阜県間税会連合会は、岐阜県にあります7税務署の管轄する地域の各間税会からなり、それぞれの会で積極的な会運営をしています。

今年度の期首会員は、7単会合計で1,816名です。ただ、前年度より168名の減で会員に魅力ある間税会をいかにして構築するかが今後の目標になっていくことは間違いないと思います。

### ・活動内容

まず、岐阜県連としての最大のイベントはやはり昨年の6月13日（月）に開催しました東海間税会連合会第43回通常総会岐阜県高山大会でありました。

岐阜県での大会開催は前回の大会から4年ぶりとなり、初めて岐阜・西濃地区以外の大大会となり県外の会員にとっては少々遠くになってしまいましたが、飛騨間税会と協力し何とか滞りなく大会を終えることができました。

各県連の皆様には感謝申し上げます。4年後の今回は今回の下準備の反省も踏まえて素晴らしい思い出になる大会にしたいと考えております。

毎年の間税会活動に対しては単位会毎に特色のある活動をしています。

しかし、まず岐阜県連として今後力を入れて



いきたいことは、日本の将来を担う納税者となる小中学生に対する「租税教育」であります。今年度も各単位会において小学校の児童を対象に開催しておりますが、来年度は今年度以上に各税務署と協力し訪問する学校数を増やしていきたいと考えております。

また、租税教育の一環であり、もう一つの柱である「税の標語」の募集も来年度は力を入れたい行事であります。今年度は、7単位会の内4単位会のみの取組みとなりましたが、来年度は是非すべての単位会で中学校を中心に訪問し応募をしていただくように考えています。

クリアファイルにつきましては、7単位会す

べてが申込みをしておりますが、岐阜県連といったしましては今年度の10%増を目標に申込みしたいと考えております。

来年度も引き続き「租税教室」や「税の標語」の教材的活用や広報活動のツールとして活用していきたいと考えております。

最後になりますが、最大の目標は何と言っても「会員増強」に尽きると考えております。今年度の会員数1,816名を何とか2,000名を超える会員数にするべく行動を起こしたいと考えます。具体的な活動計画を立てて7単位会すべてで「会員増強」に向けて頑張っていきたいと思っております。これからもよろしくお願いいたします。

## 「税の標語」の応募状況

「税の標語」の募集は、平成5年度から実施しており、平成28年度は24回目になりました。

平成28年度におきましては、間税会会員、その家族や知人などのほか、小中学校等を通じてその生徒、さらにはインターネットにより、広く募集した結果、全国から346,886点（昨年度：315,215点）にのぼる多数の応募がありました。

「税の標語」の募集は、今では「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布と並んで、間税会にとって租税教育及び税の啓発活動の観点から、主要な事業になってきています。

この募集活動をさらに進めるために、「税の標語」を100点以上募集した間税会に対しては、全間連から報奨金が支給されることになっているのですが、平成28年度におきましては、181の間税会に支給がなされました。

### ○「税の標語」局間連別の応募状況

| 区 分   | 平成28年   |       |          | 平成27年   |       |          |
|-------|---------|-------|----------|---------|-------|----------|
|       | 応募数     | 構成比   | 応募単会数    | 応募数     | 構成比   | 応募単会数    |
|       | 点       | %     |          | 点       | %     |          |
| 東 京   | 168,523 | 48.6  | 78(84)   | 162,522 | 51.6  | 73(84)   |
| 関東信越  | 37,816  | 10.9  | 29(63)   | 24,284  | 7.7   | 24(63)   |
| 大 阪   | 0       | 0.0   |          | 0       | 0.0   |          |
| 北 海 道 | 6,719   | 1.9   | 12(30)   | 5,084   | 1.6   | 10(30)   |
| 仙 台   | 9,173   | 2.6   | 7(52)    | 8,325   | 2.6   | 8(52)    |
| 東 海   | 87,710  | 25.3  | 31(48)   | 80,866  | 25.7  | 30(48)   |
| 北 陸   | 2,467   | 0.7   | 7(15)    | 2,579   | 0.8   | 4(15)    |
| 広 島   | 11,064  | 3.2   | 25(50)   | 7,003   | 2.2   | 19(50)   |
| 四 国   | 7,133   | 2.1   | 9(23)    | 6,977   | 2.2   | 8(23)    |
| 福 岡   | 8,924   | 2.6   | 12(31)   | 8,240   | 2.6   | 11(31)   |
| 南九州   | 3,802   | 1.1   | 5(35)    | 2,199   | 0.7   | 3(36)    |
| 沖 縄   | 939     | 0.3   | 1(6)     | 4,499   | 1.4   | 2(6)     |
| 業 種   | 0       | 0.0   |          | 0       | 0.0   |          |
| ネット他  | 2,616   | 0.7   |          | 2,637   | 0.8   |          |
| 合 計   | 346,886 | 100.0 | 216(437) | 315,215 | 100.0 | 192(438) |

**「消費税期限内完納推進宣言」実施！**

平成28年11月 国税局長講演会において～北海道税団協



(高橋北海道間連会長から山崎札幌国税局長へ「宣言書」手交)

**～ 消費税は期限内に完納を！ ～**

北海道間税会連合会 会長 高橋 則行

**広島国税局間税会連合会**

会 長 角 廣 勲

|           |    |       |
|-----------|----|-------|
| 広島県間税会連合会 | 会長 | 久保 弘睦 |
| 山口県間税会連合会 | 会長 | 村谷 太洋 |
| 岡山県間税会連合会 | 会長 | 浅野 益弘 |
| 鳥取県間税会連合会 | 会長 | 杉原弘一郎 |
| 島根県間税会連合会 | 会長 | 大谷 厚郎 |



# ○報奨金の支給対象となった間税会と応募数

| 局間連 | 間税会   | 応募数(点) | 局間連  | 間税会   | 応募数(点) | 局間連   | 間税会   | 応募数(点) | 局間連   | 間税会   | 応募数(点) |
|-----|-------|--------|------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| 東 京 | 麹 町   | 1,668  | 東 京  | 緑     | 4,342  | 北 海 道 | 札幌 東  | 255    | 北 陸   | 金 沢   | 389    |
| 〃   | 神 田   | 567    | 〃    | 鶴 見   | 691    | 〃     | 札幌 南  | 108    | 〃     | 福 井   | 557    |
| 〃   | 日 本 橋 | 370    | 〃    | 川 崎 南 | 1,245  | 〃     | 函 館   | 769    | 〃     | 富 山   | 1,398  |
| 〃   | 京 橋   | 617    | 〃    | 川 崎 北 | 2,229  | 〃     | 岩 見 沢 | 1,872  | 広 島   | 広島 東  | 2,909  |
| 〃   | 芝     | 1,075  | 〃    | 川 崎 西 | 3,344  | 〃     | 滝 川   | 363    | 〃     | 広島 西  | 403    |
| 〃   | 麻 布   | 1,372  | 〃    | 横 須 賀 | 1,308  | 〃     | 旭 川 中 | 329    | 〃     | 広島 南  | 351    |
| 〃   | 小 石 川 | 3,925  | 〃    | 鎌 倉   | 1,380  | 〃     | 旭 川 東 | 729    | 〃     | 呉     | 132    |
| 〃   | 本 郷   | 1,479  | 〃    | 藤 沢   | 2,206  | 〃     | 室 蘭   | 1,027  | 〃     | 海 田   | 1,970  |
| 〃   | 上 野   | 1,860  | 〃    | 平 塚   | 3,381  | 〃     | 釧 路   | 524    | 〃     | 広島 北  | 135    |
| 〃   | 浅 草   | 832    | 〃    | 厚 木   | 181    | 〃     | 根 室   | 620    | 〃     | 吉 田   | 401    |
| 〃   | 品 川   | 1,851  | 〃    | 大 和   | 2,134  | 仙 台   | 仙 台 北 | 103    | 〃     | 東 広 島 | 116    |
| 〃   | 荏 原   | 1,783  | 〃    | 相 模 原 | 4,105  | 〃     | 仙 台 南 | 2,079  | 〃     | 三 原   | 527    |
| 〃   | 大 森   | 719    | 〃    | 小 田 原 | 103    | 〃     | 須 賀 川 | 3,326  | 〃     | 福 山   | 120    |
| 〃   | 雪 谷   | 325    | 〃    | 千 葉 東 | 2,013  | 〃     | 喜 多 方 | 855    | 〃     | 府 中   | 938    |
| 〃   | 蒲 田   | 250    | 〃    | 千 葉 西 | 1,162  | 〃     | 白 河   | 2,585  | 〃     | 三 次   | 400    |
| 〃   | 世 田 谷 | 1,811  | 〃    | 千 葉 南 | 1,345  | 〃     | い わ き | 202    | 〃     | 庄 原   | 1,207  |
| 〃   | 北 沢   | 4,512  | 〃    | 成 田   | 1,900  | 東 海   | 名古屋 東 | 1,726  | 〃     | 岩 国   | 106    |
| 〃   | 玉 川   | 1,897  | 〃    | 松 戸   | 5,503  | 〃     | 熱 田   | 1,076  | 〃     | 光     | 260    |
| 〃   | 渋 谷   | 948    | 〃    | 市 川   | 293    | 〃     | 尾張 瀬戸 | 508    | 〃     | 長 門   | 419    |
| 〃   | 新 宿   | 605    | 〃    | 船 橋   | 5,712  | 〃     | 津 島   | 5,121  | 〃     | 岡 山 東 | 135    |
| 〃   | 中 野   | 3,785  | 〃    | 佐 原   | 2,009  | 〃     | 豊 田   | 109    | 〃     | 玉 野   | 121    |
| 〃   | 杉 並   | 1,289  | 〃    | 銚 子   | 1,027  | 〃     | 東 三 河 | 1,317  | 〃     | 益 田   | 205    |
| 〃   | 荻 窪   | 2,192  | 〃    | 東 金   | 2,457  | 〃     | 新 城   | 478    | 四 国   | 高 松   | 1,510  |
| 〃   | 板 橋   | 166    | 〃    | 茂 原   | 3,044  | 〃     | 静 岡   | 8,008  | 〃     | 丸 亀   | 803    |
| 〃   | 練 馬 東 | 1,343  | 〃    | 木 更 津 | 6,758  | 〃     | 清 水   | 129    | 〃     | 小 豆 島 | 317    |
| 〃   | 練 馬 西 | 3,127  | 〃    | 館 山   | 678    | 〃     | 伊豆 下田 | 912    | 〃     | 阿波 麻植 | 1,617  |
| 〃   | 豊 島   | 987    | 〃    | 甲 府   | 5,397  | 〃     | 沼 津   | 3,118  | 〃     | 池 田   | 653    |
| 〃   | 荒 川   | 4,545  | 関東信越 | 浦 和   | 1,039  | 〃     | 三 島   | 433    | 〃     | 高 知   | 930    |
| 〃   | 足 立   | 1,066  | 〃    | 大 宮   | 6,536  | 〃     | 熱海伊東  | 3,009  | 〃     | 幡 多   | 1,161  |
| 〃   | 西 新 井 | 1,057  | 〃    | 西 川 口 | 115    | 〃     | 富 士   | 396    | 〃     | 南 国   | 141    |
| 〃   | 本 所   | 2,610  | 〃    | 所 沢   | 2,927  | 〃     | 藤 枝   | 2,172  | 福 岡   | 田 川   | 884    |
| 〃   | 向 島   | 1,066  | 〃    | 熊 谷   | 5,257  | 〃     | 島 田   | 356    | 〃     | 飯 塚   | 959    |
| 〃   | 葛 飾   | 3,122  | 〃    | 本 庄   | 3,817  | 〃     | 磐 田   | 602    | 〃     | 甘木朝倉  | 2,026  |
| 〃   | 江 東 西 | 1,169  | 〃    | 春 日 部 | 2,466  | 〃     | 掛 川   | 314    | 〃     | 大 牟 田 | 2,424  |
| 〃   | 江 東 東 | 1,181  | 〃    | 越 谷   | 103    | 〃     | 浜 松 西 | 7,246  | 〃     | 小 倉   | 1,353  |
| 〃   | 日 野   | 3,165  | 〃    | 日 立   | 125    | 〃     | 浜 松 東 | 1,561  | 〃     | 唐 津   | 131    |
| 〃   | 町 田   | 5,985  | 〃    | 土 浦   | 126    | 〃     | 津     | 3,195  | 〃     | 武 雄   | 1,004  |
| 〃   | 立 川   | 12,613 | 〃    | 宇 都 宮 | 2,146  | 〃     | 桑 名   | 3,754  | 南 九 州 | 熊 本   | 965    |
| 〃   | 東 村 山 | 13,652 | 〃    | 佐 野   | 1,070  | 〃     | 鈴 鹿   | 2,474  | 〃     | 玉 名   | 697    |
| 〃   | 武 蔵 野 | 947    | 〃    | 藤 岡   | 1,423  | 〃     | 四 日 市 | 592    | 〃     | 菊 池   | 648    |
| 〃   | 武蔵府中  | 1,935  | 〃    | 吾 妻   | 124    | 〃     | 松 阪   | 30,942 | 〃     | 白 杵   | 1,492  |
| 〃   | 横 浜 中 | 646    | 〃    | 上 田   | 1,154  | 〃     | 伊 勢   | 2,327  | 〃     | 種子屋久  | 809    |
| 〃   | 横 浜 南 | 1,185  | 〃    | 新 津   | 2,952  | 〃     | 伊 賀   | 249    | 沖 縄   | 那 覇   | 939    |
| 〃   | 保土ヶ谷  | 2,546  | 〃    | 三 条   | 700    | 〃     | 紀 州   | 195    |       |       |        |
| 〃   | 戸 塚   | 1,880  | 〃    | 小 千 谷 | 642    | 〃     | 岐 阜 北 | 3,483  |       |       |        |
| 〃   | 神 奈 川 | 735    | 〃    | 高 田   | 4,983  | 〃     | 岐 阜 南 | 1,849  |       |       |        |

(注)「税の標語」の募集活動に対する報奨金については、単位間税会からの年間の応募数に応じて、次の基準により支給される。

|     |                |     |
|-----|----------------|-----|
| 応募数 | 100～500点未満     | 1万円 |
|     | 500～2,000点未満   | 2万円 |
|     | 2,000～3,000点未満 | 3万円 |
|     | 3,000～5,000点未満 | 4万円 |
|     | 5,000点以上       | 5万円 |

## 「税の標語」募集

平成29年の「税の標語」を募集します。

### ◆ 内容

税（消費税に限定しません。）のPRになるものであれば、形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由です。短歌調のように長くなっても差し支えありません。

ただし、未発表のものに限りません。また、過去の入賞作品と同じものや著しく類似しているものは、入賞作品として採用しません。

### ◆ 募集要領

- 対象者 会員、非会員を問いません。
- 応募方法 1 各間税会が取り纏める方法  
2 非会員で「全間連インターネットホームページ」等による方法  
住所、氏名、電話番号を書いて応募してください。  
「郵便」又は「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。
- 応募期限 平成29年9月10日（日）
- 応募先 全国間税会総連合会事務局  
〒105-0003 東京都港区西新橋3-23-6  
白川ビル FAX 03-3437-0301
- ホームページアドレス <http://www.kanzeikai.jp>

### ◆ 優秀作品

優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

### ◆ 「税の標語」の活用

応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動として利用する場合があります。その場合には、氏名・住所（市・区又は学校名）を掲載することがありますので、ご理解の上、応募ください。

### ◆ 「税の標語」の募集には、一般財団法人大蔵財務協会の後援を受けています。

### ◆ 応募用紙記載例（郵便はがき）

#### 「税の標語」

- ① 広げよう 税への知識と 正しい理解
  - ② 税知識 正しく学んで きちんと納税
- 住所  
氏名  
電話番号  
所属間税会 局間連  
単位間税会

## 四国間税会連合会

会長 石川 豊

|           |    |    |    |
|-----------|----|----|----|
| 香川県間税会連合会 | 会長 | 石川 | 豊  |
| 愛媛県間税会連合会 | 会長 | 佐伯 | 要  |
| 徳島県間税会連合会 | 会長 | 佃  | 充生 |
| 高知県間税会連合会 | 会長 | 北村 | 裕  |



### 「歩くうどん」

(商標登録)

期 間

5月1日～8月20日

### 割烹 一平

〒971-8101 いわき市小名浜下町75  
TEL 0246-54-3311/FAX 0246-54-3312  
☎ 0120-54-3316 (完全予約制)

## ☆☆☆北陸～富山県間税会連合会☆☆☆

当高岡間税会の所属する上部団体、富山県間税会連合会は、富山県下の税務署所在地に合わせ、4つの各地区間税会が活動しています。具体的には魚津間税会、富山間税会、砺波間税会そして我が高岡間税会となります。中でも富山間税会は、連合会の7割の会員を擁し、県間税会のリード役として活躍しておられます。活動の一環として毎年、2月中旬からの確定申告の時期に合わせ、富山県間税会連合会として地元新聞2紙に、1面広告を掲載し、消費税の中身や使われ方、そして間税会の推進する「適正な申告と納税及び期限内納付」への協力・支援を要請しております。このような当たり前のことをしっかりと着実に進めていくことが、消費税に対する認識を高め、県内の間税会会員の支援を頂く第一歩と考えております。

ここ数年、日本各地で地震・津波、そして土砂崩れ等、数多くの災害が発生しています。この富山県も例外ではなく、かつては災害の多い県でありました。しかし、先人たちの弛まぬ防災に対する備えが、自然との調和の中で施されてきました。

また、北陸新幹線開業から2年経過し、首都圏とも近くなり、従来以上にビジネス面、観光・文化の面に変化を加え、これまで以上に住みやすい土地柄に変化してきたと思っております。

それでは、真面目さが取り柄の富山県について、代表的な観光地を紹介させていただきます。

### ① 黒部・宇奈

月・立山は、富山県のほぼ4分の1近くを占める北アルプス、そのアルプスを南北に流れる黒部川、その峡谷が生み出す景色の美しさは、写真では味わえない、自然体験であ



り、麓にある宇奈月温泉では自然の恵みで癒しを受けること請け合いです。また、立山連峰から西に流れる常願寺川は、落差日本一の

称名滝を有し、最近では海外からの人気も高い「雪の大谷」が、春の立山の風物詩となっております。

- ② 五箇山は、岐阜県白川村と一緒に世界遺産に登録されています。合掌作りだけでなく、そこには平安末期から生きる文化、民謡に学ぶことも出来ます。



- ③ 高岡は、大伴家持の万葉の世界から加賀前田藩の国宝高岡山瑞龍寺等、平成27年には、日本遺産にも認定された町民文化の町です。最近高岡銅器の伝統を活かした錫を使う製品は、アート・医学の分野へ、市場も国内から世界へと羽ばたいています。



- ④ 氷見・新湊では、ここ数年映画の舞台にもなり、少しは知名度が上がったのかなと思ってお





ります。また、ユネスコが支援する「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟、海から3千メートル級の山が眺められるのは、国内では駿河の富

士山とここだけ。富山湾から眺める立山連峰の壮大さは、時間を忘れさせてくれます。

最後に全国の間税会会員皆様におかれましては、是非北陸新幹線をご利用の上、訪れてください。

2017年2月 富山新聞に掲載

# 消費税

少子高齢化社会の重要な福祉財源

**消費税**

- 景気や人口構成の変化に左右されにくく、税収が安定している
- 働く世代などの特定の人に負担が集中することなく、経済活動に中立的
- 高い財源調達力がある

社会保障の財源を調達する手段としてふさわしい税金です

|                             |                                           |
|-----------------------------|-------------------------------------------|
| 現行8%<br>(消費税6.3%、地方消費税1.7%) | 平成31年10月から標準税率10%<br>(消費税7.8%、地方消費税2.2%)  |
|                             | 平成31年10月から軽減税率8%<br>(消費税6.24%、地方消費税1.76%) |

正しく知って!!  
きちんと納めよう!!



消費税の確定申告及び納付の期限(原則)

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 個人事業主 | 翌年の3月31日まで<br>平成28年分は、平成29年3月31日(金) |
| 法人    | 課税期間の末日の翌日から2か月以内                   |

**改革前の消費税(国分)の使途**

高齢者3経費(基礎年金・老人医療・介護)

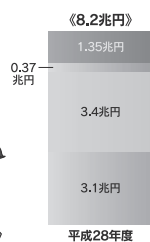
- 社会保障の充実
- 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増
- 後代への負担のつり合いの軽減
- 基礎年金年度負担割合 1/2

**改革後の社会保障の充実**

社会保障4経費(子ども・子育て・医療・介護、年金)

社会保障の充実2.8兆円程度の内訳

- 子ども・子育て……………0.7兆円程度
- 医療・介護……………1.5兆円程度
- 年金……………0.6兆円程度



出典:「これからの日本のために財政を考える」(財経省)

個人事業者の消費税の申告と納税が始まっています。間接税の一種である消費税は、少子高齢化が進む状況下で、広く公平に消費者に税負担を求めるものであり、一部は地方交付税などの形で地方財政に充てられる大事な財源です。また消費税は一般消費者からの預り金に性格を有することから期限内にきちんと納めてこそ優良企業・事業所といえます。消費税の仕組みと役割を理解し、適正な申告と納税の義務を果たしましょう。

皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、個人事業者の皆様方におかれましては、平成28年分所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人・贈与税の確定申告の時期を迎えられ、いよいよご多忙のことと拝察申し上げます。皆様方には、十分ご承知のことと存じますが、消費税は消費者一般に広く公平に課税される間接税であります。消費税率は高齢化に伴う年金・医療・介護などの財源を安定的に確保するために必要不可欠な税金と理解しております。この消費税を理解し、支援する団体



富山県間税会連合会  
会長 小林 紀男

として間税会の役割は、益々重要になると考えております。当連合会は、会員の皆様を対象に消費税・印紙税等の研修会を開催し、税務知識の習得と向上に力を入れております。また中学生・高校生を対象とした「税の標語」の作品募集に力を入れ、租税教育の教材として世界の消費税・クイズ・アフリカの寄贈など、学生の皆様が税金を身近に感じられるような機会を提供にも努めております。税金に対する正しい知識の普及に協力し、併せて消費税の滞納や完納運動を二層推進し、期票内納税意識の高揚に尽力したいと思っております。現在国税当局が一層の普及定着に向けて取り組んでおります。e-taxの周知と利用促進につきましては、当連合会をはじめ、富山県内の各支部会もそれぞれの主たる事業活動に携わながら積極的に進めてまいります。皆様方におかれましては、消費税に対して一段の理解をいたし、私ども間税会の推進する適正な申告と納税及び期限内納付への格別のご協力ご支援を切にお願いするものであります。

**富山県間税会連合会** 平成28年3月31日現在

|              |            |                     |
|--------------|------------|---------------------|
| 富山間税会 1,479社 | 高岡間税会 270社 | 高岡間税会 270社          |
| 魚津間税会 176社   | 砺波間税会 186社 | 金 長 森田 恵保(会員数 270社) |
| 合計 2,111社    |            | 事務局/高岡市問屋町192 御アタ内  |
|              |            | Tel 0766-25-1264    |

**富山県間税会連合会** 会長 小林 紀男(会員数 2,111社)  
事務局/富山県高木2034番地 富山日野自動車株式会社社内  
Tel 076-434-3440

**富山間税会** 会長 小林 紀男(会員数 1,479社)  
事務局/富山県高木2034番地 富山日野自動車株式会社社内  
Tel 076-434-3440

**魚津間税会** 会長 若林 忠順(会員数 176社)  
事務局/魚津市建設1-12-18 魚津商工会館内  
Tel 0765-22-1200

**砺波間税会** 会長 西村 英彦(会員数 186社)  
事務局/砺波市寺家新屋敷366 砺波商業開発  
ショッピングセンターアミュー内  
Tel 0763-22-1400

**間税会とは**

消費税、印紙税その他の間接税の納税者が全国各地の税務署単位ごとに組織している自主的な団体で、間接税の自主的な申告納税制度の確立を通じ、税務、税制の公正な運営と事業経営の健全な発展を願い間接税の調査研究、提言活動を始め、さまざまな活動を行っています。また、健全な税務協力団体として税務関係当局、税理士会、法人会などの税務関係団体から絶大なご支援を受けております。

**消費税 活かすみんなの間税会**

私たちは消費税完納運動を進めています

(順不同)

## 平成29年4月1日から「国税関係手続の簡素化」が図られました。

### ○法人の設立届出書等の登記事項証明書の添付省略

平成29年4月1日以降、法人の設立届出書等を提出する場合には、登記事項証明書の添付が不要となりました。

### ○異動届出書等の提出先のワンストップ化(異動後の所轄税務署長への提出が不要)

平成29年4月1日以後、消費税・所得税の納税地の変更に関する届出書等を提出する場合には、異動後の所轄税務署長への提出が不要となりました(提出先は、異動前の所轄税務署長のみ)。

(注) 詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)のトピックス(法人設立届出書等について、手続が簡素化されました。)をご覧ください。

## 常任理事会開催される

去る1月23日（月）開催の納税功労表彰受彰祝賀会に先立って、常任理事会が開催されました。

主な議事内容は、次のとおりです。

### 1 共通関係

- (1) 今年の課題及び1月～3月の会議・行事日程について、説明がありました。
- (2) 平成29年度全間連会議・行事計画が提案どおり了承されました。  
また、第44回通常総会は関東信越間連が担当で行うことが了承されました。
- (3) 納税功労表彰受彰祝賀会の開催について説明があり、了承されました。
- (4) 平成28年分の所得税及び個人事業者の消費税確定申告期の行政協力について説明があり、了承されました。
- (5) 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及及び定着に向けたお願いについて説明があり、了承されました。
- (6) 活性化等推進費の支給対象等について説明があり、了承されました。

### 2 広報関係

- (1) 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの作成等について説明があり、了承されました。  
なお、全間連への作成申込みは6月末を期限とし、全間連から各局間連等への送付は9月上旬を目途とされました。
- (2) 本年も全間連の主要行事の一つとして「税の標語」の募集と活用に積極的に取り組むこととされました。  
なお、応募期限は9月10日（日）とされました。

### 3 税制関係

- (1) 平成29年度税制改正大綱について説明がありました。
- (2) 税制及び執行並びに歳出に関する提言活動について、平成29年度の税制改正等に向けての提言活動・日程について説明があり、了承されました。
- (3) 消費税等に関するアンケート調査について、平成29年の消費税等アンケート調査について説明があり、了承されました。

## 全間連の主な動き（29.1.23～4.3）

- 1月23日(月) 税制委員会、正副会長会議、常任理事会、  
納税功労表彰受彰祝賀会、新年賀詞交歓会  
東京 事務局
- 2月8日(水) 第14回モデル会会長会同  
東京 事務局
- 4月3日(月) 企画会議  
東京 事務局

## 第44回通常総会・ （長野大会）のご案内

関東信越間税会連合会 会長 小暮 進勇

全間連第44回通常総会は、関東信越間税会連合会の担当で、下記日程で開催いたします。

当連合会では、みずずかる信濃の国 ながの で皆様方に楽しんでいただける大会となるよう鋭意準備を進めていますので、会員の皆様の多数のご参加を心よりお待ちしております。

記

- 1 開催日 平成29年9月22日（金）
- 2 会 場 ホテル国際21（長野市県町576）
- 3 次 第 正副会長会議 12：30～13：30  
（1階 葵の間）  
常 任 理 事 会 13：40～14：20  
（1階 藤の間）  
青 年 部 総 会 13：50～14：20  
（2階 弥生の間）  
女 性 部 総 会 13：50～14：20  
（3階 千歳の間）  
通 常 総 会 14：30～15：50  
（2階 芙蓉の間）  
記 念 講 演 16：00～16：50  
（2階 芙蓉の間）  
懇 親 会 17：00～18：30  
（3階 千歳の間）

- 4 エクスカーション 9月23日（土）～24日（日）予定  
以上

## 納税功労表彰受彰祝賀会・ 新年賀詞交歓会開催される



木原財務副大臣

平成29年1月23日（月）東京都港区・品川プリンスホテルにおいて、納税功労表彰受彰祝賀会が開催されました。

祝賀会では、叙勲等受章者10名、財務大臣表彰受彰者8名、国税庁長官表彰受彰者12名、国税局長表彰受彰者46名の方々に、大谷会長から感謝状が贈られました。

続いて開催された新年賀詞交歓会では、ご来賓として出席いただいた木原稔財務副大臣からご挨拶をいただいた後、木村幸俊（一財）大蔵財務協会理事長の乾杯のご発声で祝宴に入り、多くのご来賓の方々と交え、和やかな中にも盛り上がった交流が行われました。

# 税に関する18の質問

平成28年11月 財務省から「税に関する18の質問」という小冊子が発刊されました。  
紙面の許す範囲で掲載しましたので、参考になしてください。

## 「税」の現状

### Q1 私たちはなぜ税金を納めなければならないのか？

年金、医療などの社会保障・福祉や、水道、道路などの社会資本整備、教育や警察、消防、防衛といった公的サービスは、私たちの豊かな暮らしには欠かせないものですが、言うまでもなく、その提供には多額の費用がかかります。

また、こうした公的サービスは、例えば、社会保障や教育など、費用負担が可能な人への提供のみでは社会的に不適当なものや、警察や防衛のように、特定の人だけのために提供することが困難なものなど、一般に、市場の民間サービスのみに依存すると、必要な量・水準のサービスが提供されないおそれがあるものです。

このため、こうしたサービスの費用を賄い、公的に実施するためには、皆さんから納めていただく税を財源とすることが求められます。

このように、みんなが互いに支えあい、共によりよい社会を作っていくために、この費用を広く公平に分かち合うことが必要です。まさに、税は「**社会の会費**」であると言えます。

また、市場経済による所得等の分配は、個人の努力以外の、例えば、生まれた環境や遺産、どういった点に能力を持っているか等の違いにも影響を受けるため、社会的に見て望ましいものになるとは限りません。そもそも、同じ能力を持つ人同士が、同じ努力をしたとしても、時代背景や社会環境、時には運によって、大きな成果が得られることもあれば、成果を得られないこともあるかも知れません。こうした状況に対して、税制では、所得税や相続税に累進構造を盛り込むこと等を通じ、所得や資産の再配分を図り、許容しがたい格差の固定化といったことが起こらないようにすることも求められています。

#### 【税制の役割】

|         |                                                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 財源調達機能  | 税制は、上記のような公的サービスの財源を調達する最も基本的な手段として位置づけられており、これが税制の最も直接的かつ重要な役割です。                                |
| 再配分機能   | 所得税や相続税の累進構造等を通じ、歳出における社会保障給付等と相まって、所得や資産の再配分を図る役割を果たしています。                                       |
| 経済安定化機能 | 税制は、好況期には税収増を通じて総需要を抑制する方向に作用し、不況期には逆に税収減を通じて総需要を刺激する方向に作用することで、自動的に景気変動を小さくし経済を安定化させる役割を果たしています。 |

### Q2 税金って、どんな考え方できめられているの？ そもそも公平ってどういうこと？

税は、私たちみんなが、社会の構成員として広く公平に分かち合う必要があります。「公平・中立・簡素」であることが税制を構築するうえでの基本原則です。

各原則の内容は15ページの図のとおりです。

例えば「水平的公平」とは、等しい負担能力のある人には等しい負担を求めることが公平との考え方であり、全ての人が様々な形で広く公的サービスの便益を受け取ることから、その費用も受ける便益に応じて課税で賄うべきとの応能負担の原則に沿うものです。

また、「垂直的公平」とは、負担能力の大きい人にはより大きな負担を求めることが公平との考え方であり、能力に応じて税負担を行うべきとの応能負担の原則に沿うものです。

一言で「公平」といっても、このように様々な指標があり、人それぞれの置かれている環境によっても捉え方は変わってくると言えます。



### 公平の原則

経済力が同等の人に等しい負担を求める「水平的公平」と、経済力のある人により大きな負担を求める「垂直的公平」があります。さらに、近年では「世代間の公平」が一層重要となっています。

### 中立の原則

税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにするのが、中立の原則です。

### 簡素の原則

税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものが、簡素の原則です。

また、「公平・中立・簡素」は、常にすべてが同時に満たされるものではなく、一つの原則を重視すれば他の原則をある程度損なうことにならざるを得ないというトレード・オフの関係に立つ場合もあります。例えば、個人所得税において、「公平」の観点から個人の担税力を調整するために、各種控除などを用いて個々の納税者にきめ細かい配慮を行うことが可能ですが、他方、制度の「簡素」性が損なわれることとなりかねません。

いずれにしても、税制を考えていく上では、税制全体として「公平・中立・簡素」の基本原則に則しているかどうかということが重要です。

## Q3 「税」の種類にはどんなものがあるの？ 複雑でわからないのだけど？

「税」には、いくつかの分類の仕方があります。第一は、「何に税負担を求めるか」による分け方で、大きく分けると、所得に対する税、消費に対する税、資産等に対する税があります。

第二は、「誰が課税主体か」による分け方で、国が賦課・徴収するものを国税、都道府県や市町村といった自治体が賦課・徴収するものを地方税といい、国税・地方税でそれぞれ20種類以上あり、それぞれ法律に定められています。

このほか、「誰が税金を負担し（実質負担者）、誰が税金を納めるか（納税義務者）」による分け方もあり、納税義務者と実質負担者が一致する所得税のような直接税と、納税義務者と実質負担者が異なる消費税のような間接税があります。

税制が、日本の経済・社会の構造変化に対応したものとなるよう、様々な特徴を有する税（Q4参照）を適切に組み合わせていくことが求められています。

### 所得に対する税

#### 所得税

所得税、法人税、  
住民税など

所得税や法人税などのように、**所得**（利益）を対象として課税

### 消費に対する税

#### 消費税

消費税、酒税、たばこ税、  
揮発油税など

消費税などのように、**物品やサービスの消費**等を対象として課税

### 資産等に対する税

#### 資産課税等

相続税、贈与税、  
登録免許税など

相続税や固定資産税などのように、**資産の取得・保有等**を対象として課税

|       | 国税                                        | 地方税                                                                                                    |      | 国税                                                                                                                   | 地方税                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 所得課税  | 所得税<br>法人税<br>地方法人特別税<br>復興特別所得税<br>地方法人税 | 住民税<br>事業税                                                                                             | 消費課税 | 消費税<br>酒税<br>たばこ税<br>たばこ特別税<br>揮発油税<br>地方揮発油税<br>石油ガス税<br>自動車重量税<br>航空機燃料税<br>石油石炭税<br>電源開発促進税<br>関税<br>とん税<br>特別とん税 | 地方消費税<br>地方たばこ税<br>ゴルフ場利用税<br>自動車取得税<br>軽油引取税<br>自動車税<br>軽自動車税<br>鉦区税<br>狩猟税<br>入湯税 |
| 資産課税等 | 相続税・贈与税<br>登録免許税<br>印紙税                   | 不動産取得税<br>固定資産税<br>事業所得税<br>都市計画税<br>水利地益税<br>共同施設税<br>宅地開発税<br>特別土地保有税<br>法定外普通税<br>法定外目的税<br>国民健康保険税 |      |                                                                                                                      |                                                                                     |

## Q4 それぞれの税目ごとに、どういう特徴があるの？

それぞれの税目は、下の表のように様々な特徴を有しています。

例えば、消費税は高齢者も若い人も年齢に関係なく全員で負担を分かち合っているのに対して、所得税は主に勤労世帯が広く負担しています。また、相続税は限られた一部の資産家層が対象となっているなど、負担いただく層は、税によって大きく異なります。

また、例えば、税収面に着目すると、法人税等の所得課税は税収が景気の動向に比較的左右されやすいのに対し、消費税は比較的左右されにくく、安定的です。

|     | 税収<br>(平成28年度予算) | 特徴                                                                                                                                                                            |
|-----|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所得税 | 18.0兆円           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・担税力に応じて、累進的に負担が増加します。</li> <li>・勤労世代（現役世代）が主として負担します。</li> <li>・各種控除などにより、個々人の担税力に対してきめ細かい配慮が可能です。</li> </ul>                         |
| 法人税 | 12.2兆円           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上などに対する配慮が必要です。</li> <li>・さまざまな政策税制措置が講じられています。</li> <li>・税収が景気の動向に比較的左右されやすい特徴があります。</li> </ul>             |
| 消費税 | 17.2兆円           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労世代など特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担を分かち合うこととなります。</li> <li>・税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的です。</li> <li>・簡素な仕組みであり経済活動に対しても比較的中立です。</li> </ul> |
| 相続税 | 1.9兆円            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・格差是正・富の再配分を図るという役割があります。</li> <li>・ごく限られた一部の資産家層のみを対象に負担を求める税となっています。</li> </ul>                                                      |

なお、Q5 以降についてお目通ししたい方は、財務省ホームページを活用してください。

下記ページからダウンロードいただけます。

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei2811/index.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2811/index.htm)

送付をご希望の方は、下記URLよりお申し込みください。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/haifu/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/haifu/index.htm)

国税庁法人番号公表サイトでは、名称及び所在地の英語表記を受付けています。

登録は英語表記登録フォームまで：[www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/](http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/)

英語表記情報の検索は英語版 web ページまで：[www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/](http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/)

